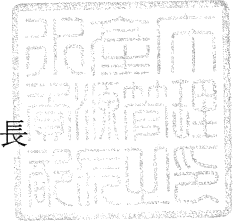


平成25水管第304号

平成25年5月16日

鳥取県 水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長



日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選結果の報告について

漁業法（昭和24年法律第267号）第111条第3項第1号の委員について、履歴書及び互選の際の海区漁業調整委員会の議事録各1部を添付し、下記の事項を平成25年7月31日までに報告願いたい。

記

1. 氏名
2. 住所
3. 現職（主なもの）
4. 公選又は知事選任の別
5. 海区漁業調整委員会委員としての任期
6. 互選された日

## 日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員について

### 1 委員会の設置（法第110条）

我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されている。

また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けている。

○太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）

○瀬戸内海広域漁業調整委員会

○日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

### 2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行う。

①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

②資源回復計画の作成に係る審議

③資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動（法第68条）

④①に関連する漁業調整

### 3 委員の構成（法第111条）

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。（日本海・九州西委員会の委員数29名）

鳥取海区互選委員：生越委員

任 期：4年（H21.10.1～H25.9.30）

事 務 局：水産庁

協議内容：資源管理に係る協議

（国が作成した資源回復計画対象魚種：アカガレイ(ズワリガニ)、ベニズワリガニ等）

フロンティア漁場整備事業（国直轄事業、排他的経済水域が対象）

#### 【改選後の取扱】（水産庁指導）

①現在の互選委員が海区委員に再任された場合

→引き続き海区互選委員として任期を継続する。

②現在の互選委員が海区委員に再任されなかった場合

→新たな委員を互選する。